

令和3年4月1日

砥部町告示第92号

(目的)

第1条 この告示は、経済的な理由により就学困難な児童生徒又は入学予定者（翌年度に小学校又は中学校へ入学する予定の児童生徒をいう。以下同じ。）の保護者に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、学用品費等の必要な援助（以下「就学援助」という。）を与えることにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、砥部町に居住する国公立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒又は入学予定者の保護者及び区域外就学により町立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒又は入学予定者の保護者のうち、次条に掲げる就学援助認定基準を満たす者とする。

(就学援助認定基準)

第3条 就学援助の認定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者で、前号に規定する要保護者に準ずると町長が認める者（以下「準要保護者」という。）であること。
 - ア 別表1に掲げる方法により算出された収入見込額が、別表2に掲げる方法により算出された認定基準額を超えない者
 - イ 就学援助申請の日が属する年度又はその前年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - (イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第2号に基づく世帯全員の市町村民税の非課税
 - (ウ) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - (エ) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
 - (オ) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
 - (カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の全額免除
 - (キ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
 - (ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
 - (ケ) 生活福祉資金貸付制度による貸付け
 - ウ その他町長が就学援助を行うことを必要と認める者

(援助費目)

第4条 就学援助の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費（ただし、第1学年の児童生徒を除く。）
- (3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 通学費

- (6) 修学旅行費
- (7) 体育実技用具費
- (8) 学校給食費
- (9) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病のみ対象）
- (10) クラブ活動費（課外の部活動を含む。）
- (11) 生徒会費
- (12) P T A会費
- (13) 卒業アルバム代等
- (14) オンライン学習通信費

2 要保護者については、前項の規定にかかわらず同項第6号及び第9号に掲げる費目を対象とする。

3 準要保護者であって他の市町村等から第1項各号のいずれかの就学援助費を受給している者については、第1項の規定にかかわらず他の市町村等から受給している費目を就学援助費から除くものとする。

（援助額）

第5条 前条に掲げる援助の額は、毎年国が定める要保護児童生徒就学援助費補助金予算単価の範囲内で町長が定める額とする。ただし、第6号に定める修学旅行費については、修学旅行に参加するために直接必要となる経費で、児童又は生徒から一律に徴収する額、第8号に定める学校給食費については、学校給食に要する費用の実費額、第9号に定める医療費については、疾病の治療に要した費用で各種保険控除後の保護者負担の額とする。

（申請）

第6条 就学援助を受けようとする保護者は、町長が指定する日までに、就学援助申請書兼認定台帳（別記様式）に町長が必要と認める書類を添え、学校長を経由して町長へ提出しなければならない。この場合において、学校長は、就学援助申請者について相対的に検討し、当該申請に対する意見を付さなければならない。

2 入学予定者の保護者で入学前に新入学児童生徒学用品費の給付を受けようとする者は、町長が指定する日までに、就学援助申請書兼認定台帳に町長が必要と認める書類を添え、町長へ提出しなければならない。

（認定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の認定の適否を決定し、学校長及び保護者に通知する。

（認定の取消し）

第8条 町長は、就学援助を受けている者が第2条に規定する要件を有しなくなったときは、当該認定を取り消すものとする。

（給付の方法）

第9条 就学援助は、町長が保護者に給付する。ただし、医療費については、町長が直接医療機関へ支払うものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年2月28日砥部町告示第30号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

収入見込額	生計を同一にする者の就学援助申請の日が属する月の翌月以降の毎月の収入見込額を合算した額。ただし、社会保険料支払額及び生活保護法による収入認定において収入として認定しないものを除く。
-------	--

別表 2

認定基準額	生活保護法第 8 条第 1 項の規定により、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 1.3 倍
-------	---

年度 就学援助申請書兼認定台帳

砥部町長 様 次のとおり、就学援助を申請します。		年 月 日						
砥部町立 学校	フリガナ 児童生徒氏名	フリガナ 保護者氏名	印					
年 組		住 所 (行政区 名)	砥部町 (行政区名：)					
年 組								
年 組		電話番号						
家庭状況 (保護者・本人を含む)	氏 名	続柄	生年月日	性別	健康 状況	職 業	年間予想 収 入	備 考
		世帯主						
就学援助を 申請する理由 (該当する理由のすべての 番号を○で囲んで下さい。)		1. 生活保護が停止又は廃止されたため (年 月 日付停止・廃止) 2. 市町村民税が非課税となったため (障がい者・未成年者・ひとり親家庭のみ) 3. 市町村民税が減免されたため (災害による場合) 4. 事業税が減免されたため (災害による場合) 5. 固定資産税が減免されたため (災害による場合) 6. 国民年金の掛金が減免されたため (世帯及び生計同一者全員が全額免除の場合) 7. 国民健康保険の保険料が減免 (災害による場合) 又は徴収の猶予となったため 8. 児童扶養手当の支給を受けているため 9. 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けているため 10. その他 (下欄へ詳しい理由の記入と、『民生児童委員の意見』が必要です。)						
		10.その他 理 由						
校長・担任教員の意見 _____ _____ _____								
民生児童委員の意見 (申請理由が 10.その他の場合は必要です。) _____ _____ _____								
氏名 印								
上記の者を 年 月 日より準要保護児童・生徒として認定する。 年 月 日								
砥部町長 印								